

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月18日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-0-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.nagano.lg.jp/joho/mynumber/201704.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行うその他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	長野県高等学校授業料等徴収条例(昭和52年長野県条例第20号)による授業料等の減免に関する事務(以下「授業料等減免事務」という。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第1の7の項 長野県高等学校授業料等徴収条例(昭和52年長野県条例第20号)による授業料等の減免に関する事務(以下「授業料等減免事務」という。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	長野県高等学校授業料等徴収条例(昭和52年長野県条例第20号)第3条第1項
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第3条第1項 特別の事業により、授業料を納入することが困難な者に対しては、これを減免することができる。
⑦独自利用事務の関連規範		長野県高等学校授業料等徴収条例(昭和52年長野県条例第20号) 長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則(昭和52年教育委員会規則第5号)